

<若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行う100万円以上のリフォーム工事>

次世代住宅ポイント事務局 御中

記入日	年	月	日
施工事業者			印
代表者			
〒			
住所			
建築業許可番号			

発注者と締結した工事請負契約のうち、住宅に係るリフォーム工事（※）の額について、下記のとおり申告いたします。

記

(1) 工事発注者

(2) 工事対象住宅
(住所)

(3) 対象となるリフォーム工事の額

円 (税込)

※ 住宅及び附属する門扉、塀、舗装など外構を行う
リフォーム工事（管理費、現場経費を含む）をいいます。
なお、以下に例示する工事は対象となりません。

- × 点検、清掃（リフォーム工事とは別に実施するもの）
- × 庭園・造園、修景施設
- × カーテン、家具、書架
- × CATV視聴設備
- × ルームエアコン（窓や壁に単体で取り付けるもの）
- × 独立した屋外広告物
- × 独立した太陽光発電
- × 建物敷地外の照明設備（道路照明灯など）



併用住宅等の場合は、住宅部分に行う工事のみが対象です。



複数の工事請負契約を締結している場合、契約ごとに作成し、契約書と併せて提出してください。



本事業の申請にあたり、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。